



Financial Services Tax News

Financial Services Tax Group

June 2007

私たち税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、全世界149カ国に14万人のスタッフを擁する世界最大級の会計事務所プライスウォーターハウスクーパース(PwC)の日本におけるメンバーファームです。日本最大級のタックスアドバイザーとして、公認会計士、税理士等約480人のスタッフから成る専門家集団であり、そのうち約100名が金融部に所属しています。

PwCのグローバルネットワークの価値を最大限に活用しつつ、日本を拠点として世界を舞台に事業展開される企業にValue for Moneyとしてご満足いただけるサービスを提供することが私たちの理念です。

本Tax Newsでご紹介するのは、一般的な事例を前提としておりますので、個別案件への応用またはより専門的な案件の取引への取組に際しましては、是非私どもの金融部を皆様の良きパートナーとしてご利用下さい。

**税理士法人
プライスウォーターハウスクーパース
金融部**

〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話：03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

*connectedthinking

© 2007 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、または、プライスウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の組織は分離独立した法的組織となっています。

役員給与に関する平成19年度税制改正等

平成18年度税制改正で大幅に見直された、役員に対して支給する給与の取り扱いについて、平成19年度税制改正において、その取扱いが一部見直されました。また、昨年改正を踏まえ、国税庁より質疑応答事例が公表されるとともに、本年3月に法人税基本通達が一部改正されました。

本ニュースレターでは、役員給与に関する平成19年度税制改正の概要を中心に、国税庁から公表された質疑応答事例も含め、見直しの概要についてご紹介します。

1. 平成19年度税制改正の内容

(1) 役員給与の損金不算入

法人が役員に支給する給与のうち、i)定期同額給与、ii)事前確定届出給与、iii)利益連動給与のいずれにも該当しないものの額は、原則として、その法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととされています。

平成19年度税制改正において、i)定期同額給与について、一部その該当事由が明確化されるとともに、ii)事前確定届出給与について、届出期限等の改正がなされました。

主な改正の概要は以下のとおりです。下記改正は(2)も含め、いずれも平成19年4月1日以後に開始する事業年度分について適用されます。

A) 定期同額給与における臨時改定事由の取扱い

定期同額給与とは、支給時期が1月以下の一定の期間ごとであり、かつ、当該事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与等をいいます。平成19年度税制改正では、法人の役員の職制上の地位の変更、その役員の職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情(臨時改定事由)により改定されたこれらの役員にかかわる定期給与についても定期同額給与として取り扱うことが明確化されました。

B) 事前確定届出給与の届出期限等

事前確定届出給与とは、役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与のことで、支給の定めの内容について事前に所轄税務署長への届出が必要とされています。平成19年度税制改正では、その届出期限が原則として、下記の(1)と(2)のうちいずれか早い日とすることとされました。また、同族会社に該当しない法人が、定期給与を支給しない役員に対して支給する事前確定給与については、この届出が不要とされました。

- (1) 役員給与の定めに関する決議をする株主総会等の日から1月を経過する日
- (2) 職務の執行を開始する日の属する会計期間開始の日から4月を経過する日

(2) 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入

特殊支配同族会社とその業務主宰役員に対して支給する給与については、給与所得控除額に相当する部分の金額が、特殊支配同族会社の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入されないこととされています。

特殊支配同族会社とは、業務主宰役員およびその業務主宰役員関係者が株式等の90%以上を保有し、かつ、業務主宰役員および常務に従事する業務主宰役員関係者の総数が常務に従事する役員の過半数を占めている同族会社をいいます。

特殊支配同族会社の基準所得金額が800万円以下である場合には、この制度の適用が除外されることとされていましたが、平成19年度税制改正において、この基準所得金額が800万円から1,600万円に引き上げられることとされました。

2. 役員給与に関する質疑応答事例

平成18年12月に国税庁より、役員給与に関する質疑応答事例が公表されました。そのうち定期同額給与に関する代表的な事例について、その概要をご紹介します。

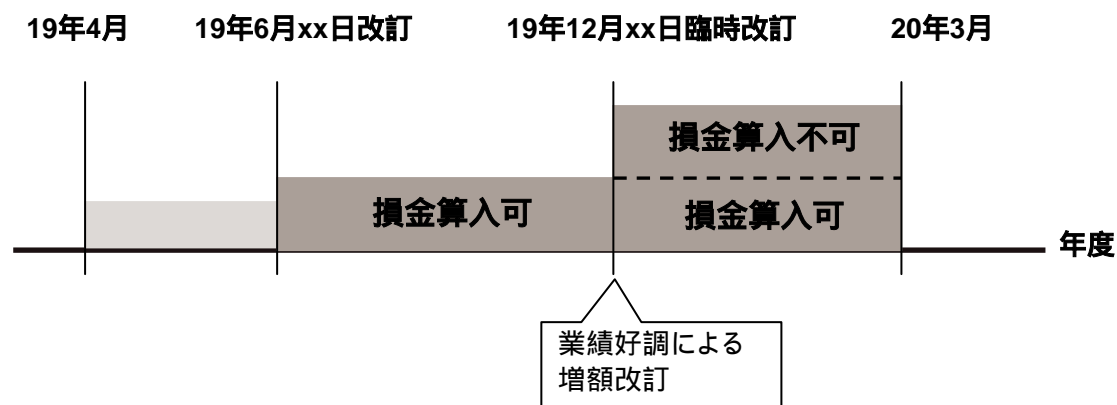
(1) 定期給与の額を改定した場合の損金不算入額

事業年度の中で定期給与の額が改定された場合、事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3月を経過する日までに定期給与の額が改定され、かつ、改定前・改定以後それぞれの各支給時期の支給額が同額であるなど、一定の事由に該当しない限り、原則として、その事業年度における定期給与の支給額の全額が、定期同額給与に該当しないこととなり、損金不算入とされます。

したがって、自社の業績が好調なため、会計期間開始の日から3月を経過する日の後に臨時株主総会を開催し、当該開催月以降の給与から毎月一定額を増額して支給することを決議したような場合は、原則として、その事業年度における定期給与の支給額の全額が、損金不算入とされる可能性があります。

しかし、事業年度の中で増額改定が行われた場合であって、増額後の支給額が各支給時期において同額

であるようなときなどは、従来からの定期同額給与とは別個の定期給与が上乗せされて支給されたものと同視できることから、上乗せ支給された定期給与とみられる部分のみが損金不算入になるものとされました（下図ご参照）。



(2) 一定の期間のみ減額した役員給与の取扱い

特定の役員の不祥事等により一定期間のみ役員の給与を減額し、当該期間経過後は、減額前の給与の額を支給するというような場合、各支給時期における支給額が同額でないことから、それらは定期同額給与に該当しないとみなされる可能性があります。

しかし、役員給与を一時的に減額する理由が、企業秩序を維持して円滑な企業運営を図るため、あるいは法人の社会的評価への悪影響を避けるために、やむを得ず行われたものであり、かつ、その処分の内容が、その役員の行為に照らして社会通念上相当のものであると認められる場合には、減額された期間においても引き続き同額の定期給与の支給が行われているものとして取り扱って差し支えないとされました。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡下さい。

パートナー	藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujimoto@jp.pwc.com
	大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
	松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
	飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com
	鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
	レイモンド・カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
	スチュアート・ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com
シニア・マネージャー	高木宏	03-5251-2788	hiroshi.takagi@jp.pwc.com
	高野公人	03-5251-2698	kimihito.takano@jp.pwc.com
	マーク・リム	03-5251-2867	lim.marc@jp.pwc.com
マネージャー	中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
	川崎陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
	梶原みゆき	03-5251-2520	miyuki.kajiwara@jp.pwc.com
	斎木信幸	03-5251-2570	nobuyuki.saiki@jp.pwc.com
	トム・ビッドウェル	03-5251-6604	tom.bidwell@jp.pwc.com
	箱田晶子	03-5251-2486	akiko.hakoda@jp.pwc.com
	佐々木真美	03-5251-2471	mami.sasaki@jp.pwc.com
	今村恭子	03-5251-2855	kyoko.imamura@jp.pwc.com
	松永智志	03-5251-2586	satoshi.matsunaga@jp.pwc.com
	左右浩正	03-5251-2481	hiromasa.sayu@jp.pwc.com
ギーター・ラム	03-5251-2846	geeta.r.ram@jp.pwc.com	
遠山壮一	03-5251-6212	soichi.toyama@jp.pwc.com	